

2014年夏号

民主党東京都第22区

(調布・三鷹・狛江・稲城)

民主党プレス民主編集部

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-1

電話 03-3595-9988 (代表)

<http://www.dpj.or.jp>

年間購読料 3,000円 (送料含む)

定価 1部100円 (消費税込み)

号外

山花郁夫



解釈改憲は許されない!

[集団的安全保障と個別・集団的自衛権とは]

① 原則としての集団的安全保障

国際連合（以下、国連）は、集団的安全保障体制を原則としています。すなわち、国連憲章51条に、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と定められており、①国家間の紛争については、国連の安全保障理事会が必要な措置をとる。②国連安保理が必要な措置をとるまでの間に自国が侵略を受けるような場合には、反撃をする権利（自衛権）を有するというわけです。

そして、「この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」とも定められており、このことは、武力攻撃に対する措置はあくまでも国連安保理を通じて行われるべきこと、すなわち集団的安全保障が原則であり、自衛権の行使は暫定的なものであるということが定められています。つまり、自衛権の発動は、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」認められるのであって、安全保障理事会がそのような措置をとった場合には、自衛権に基づく措置は当然停止しなければならないことになっているのです。

② 自衛権

自衛権とは、外国からの不法な武力攻撃から自国の法益を守るために緊急やむを得ない場合、それを排撃する権利のこととされています。国連憲章には、「個別的または集団的自衛の固有の権利」という規定があり、個別的自衛権、集団的自衛権という観念が想定されています。

個別的自衛権とは、国際法主体である国家である限り、すべて当然に保有するものとして、1928年に不戦条約が締結された時にも認められていました。直接攻撃を受けた国家が自ら

それを排撃する場合が想定されています。

集団的自衛権とは、たとえ自国が直接攻撃を受けていなくても、自国と連帯関係にある他国が攻撃を受けた場合には、それを自国自身に対する攻撃とみなし、反撃することができるというものです。防衛の権利は、侵略の直接の犠牲となる国に限られることなく、地域的取極によって、直接攻撃を受けた国と連帯性を打ち立てた国々にも及ぶとされています。

これまで、政府は、①憲法9条1項は、独立国家に固有の自衛権まで否定するものではないとして、個別的・集団的を問わず、自衛権を有することは、主権国家である以上当然である、②しかし、憲法9条の下で許される自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきであり、集団的自衛権の行使は、その範囲を超え、許されないとしてきました。一例として、内閣法制局長官は、「仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」と答弁したことがあります（衆議院予算委員会・昭58.2.22）。

③ 砂川事件

最近、自民党内で、砂川事件の判例を参考に、集団的自衛権を憲法解釈によって容認するという動きがあると報じられています。

最高裁は、憲法9条2項がその保持を禁止した戦力とは、「わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり……外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」としたうえで、「本件安全保障条約は、……わが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって……一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査の対象外のものである……」としました。

結論を直接導く理由は以上ですが、傍論として「……平和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別のおよび集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基づき、わが国の防衛のための暫定措置として、武力行使を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内及びその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。」と述べています。あるいはこのことを、集団的自衛権の容認の理由としているのかもしれませんが。

しかし、この判決は、個別的・集団的自衛権を固有の権利とし、防衛のための措置は、国際情勢を踏まえて司法ではなく政治が判断すべきものとしたものです。そして、この判決を受けて、これまで政府として、集団的自衛権も国としては保有しているが、「自衛のための最小限度を超えるため憲法上行使できない」という判断をしてきたはずであって、いまさら砂川事件の判例を引用するのは論理的に無理があると思います。

写真で見る
活動日誌



2014 山花郁夫の再起を誓う集い

調布市で山花郁夫の再起を誓う集い (2.28)



三鷹市で岡田克也元副総理時局講演会 (4.23)

山花郁夫の再起を誓う集い



稲城市で憲法タウンミーティング (5.17)



三多摩メーデーにて街宣 (4.26)

無料法律相談

毎月第3土曜日

山花郁夫事務所では、弁護士による無料法律相談を行っています。
初回の相談のみ無料で行っていますので、お困りの方は下記まで電話予約の上ご相談下さい。

●受付窓口 山花郁夫事務所 TEL/FAX 共通
042-485-6687

山花郁夫 PROFILE

1967年 1月18日東京都調布市生まれ
1979年 3月晃華学園小学校卒業
1982年 3月早稲田中学校卒業
1985年 3月早稲田高等学校卒業
1989年 3月立命館大学法学部卒業
1999年12月まで、LEC東京リーガルマインド
専任講師
2000年 6月衆議院議員初当選
2003年11月衆議院議員2期目当選
2009年 8月衆議院議員3期目当選
2012年12月衆議院議員選挙において惜敗
現在、捲土重来を期して活動中

【現在】
民主党東京都第22区総支部長
(調布市・三鷹市・狛江市・稲城市)
民主党憲法総合調査会事務局長代理
【主な政歴】
法務副大臣、外務大臣政務官、
衆議院環境委員会筆頭理事、郵
政改革特別委員会筆頭理事、憲
法審査会幹事、党国会対策委員
会副委員長、党政策調査会筆頭
副会長など歴任。



22区総支部 議員団紹介



東京都議会議員 現職3期
北多摩3区(調布市・狛江市)
尾崎 大介



東京都議会議員 現職2期
三鷹市選挙区
中村 ひろし

2015年市議会議員選挙に向け、第一次公認決定!

民主党東京都連は来年4月に予定されている統一自治体選挙に向けて第一次公認を決定しました。

調布市



広瀬 みち子
現職6期



川畑 英樹
現職3期



井上 耕志
現職3期



福田 たかし
現職2期



清水 ひとえ
現職2期

三鷹市



高谷 真一朗
現職4期



岩見 大三
現職2期



石原 ひさし
現職1期



長島 薫
現職1期



谷口 敏也
元職3期

狛江市



正木 きよし
現職8期

稲城市



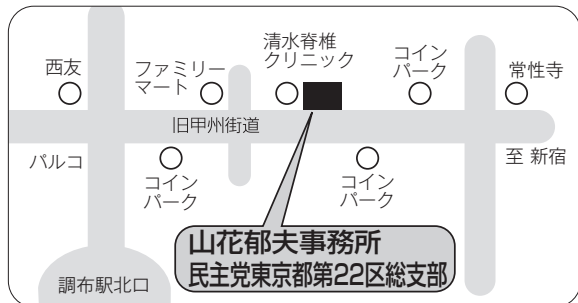
太田 久美子
現職1期



梶浦 みさこ
現職2期

党員・サポーター募集

民主党東京都第22区(調布市・三鷹市・狛江市・稲城市)総支部では、民主党の運営と活動を支え、ともに行動する《党員・サポーター》を募集しています。詳しくは民主党ホームページをご参照いただくか、山花郁夫事務所までお問い合わせください。



民主党東京都第22区総支部(調布市・三鷹市・狛江市・稲城市)

山花郁夫事務所

〒182-0024 東京都調布市布田2-30-4

TEL 042(485)6434 FAX 042(480)6434

e-mail yamahana@mvp.biglobe.ne.jp

HP <http://yamahanaikuo.com/>